（津波に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置）

第三十条　法第五十五条（法第六十九条において準用する場合を含む。）の住民等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一　津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に法第五十五条に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

二　前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（指定避難施設の技術的基準）

第三十一条　建築物その他の工作物である指定避難施設に関する法第五十六条第一項第一号の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一　津波浸水想定を設定する際に想定した津波の作用に対して安全なものとして国土交通大臣が定める構造方法を用いるものであること。

二　地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定又は地震に対する安全上これらに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

（避難確保計画に定めるべき事項）

第三十二条　法第七十一条第一項の避難確保計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項

二　津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項

三　津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項

四　第一号から第三号までに掲げるもののほか、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

（権限の委任）

第三十三条　法第七条第一項の規定による国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長も行うことができる。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

別記様式第一（第一条関係）

裁　決　申　請　書

裁決申請者　住　所

氏　名

相　手　方　住　所

氏　名

津波防災地域づくりに関する法律第七条第八項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項、第三十五条第一項及び第五十一条第四項の規定による損失の補償について、同第七条第九項（第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第二項、第三十五条第三項及び第五十一条第五項の規定による協議が成立しないから、左記により裁決を申請します。

記

一　損失の事実

二　損失の補償の見積及びその内容

三　協議の経過

年　月　日

裁決申請者　住　所

氏　名　　印

収用委員会御中

備考

一　裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

二　裁決申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

三　裁決申請者が二人以上の場合は、連名で申請することができる。

四　「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。

五　「損失の補償の見積及びその内容」については、積算の基礎を明らかにするものとし、法第三十五条第一項の規定によって工事を行うことを要求する場合は、その費用の見積をあわせて記載すること。

六　「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。

別記様式第二（第四条第一項関係）

津波防災住宅等建設区換地申出書

殿

年　月　日

申出人　住所

氏名　　印

津波防災地域づくりに関する法律第13条第１項の規定により、下記の宅地についての換地を津波防災住宅等建設区内に定めるべき旨の申出をします。

記

所在地及び地番	地目	地積

備考

1　申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれその法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。

2　申出人の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第三（第六条第一項関係）（日本工業規格Ａ４）

認定申請書

（第一面）

津波防災地域づくりに関する法律第15条の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁

殿

平成　年　月　日

申請者氏名　　印

【１．申請者】

【イ．氏名のフリガナ】

【ロ．氏名】

【ハ．郵便番号】

【ニ．住所】

【ホ．電話番号】